

和歌山工業高等専門学校厚生補導委員会規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第9条第2項に基づき、厚生補導委員会（以下「委員会」という。）を置き、その設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 課外活動に関すること。
- 二 生活指導に関すること。
- 三 集会及び催物並びに印刷物の配布及び掲示に関すること。
- 四 学生会に関すること。
- 五 保健衛生に関すること。
- 六 車両の使用許可に関すること。
- 七 表彰に関すること。
- 八 人権教育に関すること
- 九 その他厚生補導に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補
- 三 学科教員 各1名

2 前項第二号の委員は、同第三号の委員が兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第3条第1項第二号の委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。